留学生の皆さんへ

国民健康保険への加入について【重要】

流通科学大学
留学生支援部

ご入学おめでとうございます。

本学では、留学生の皆さん全員に、**入学後「国民健康保険」への加入を義務付けています。**本通知では、その理由と国民健康保険についてご案内します。

国民健康保険は、病気やけがをした際に、安心して医療を受けられるようにする医療保険制度です。加入すると、医療費の 70%が保険で負担されるため、医療機関の窓口で支払う金額は 30%となります。

日本に 3 か月以上滞在し、居住する市区町村で住民登録をした留学生は、国民健康保険への加入が法律で義務付けられています。また、一度加入した後は、自分の意思で任意に脱退することはできません。また、2027 年 6 月から厚労省と出入国在留管理庁は、保険料を滞納し、納付を求めても応じない外国人に対して、原則、在留資格の変更や更新を認めない仕組みを導入する方針を固めたとの報道もあり、保険料を滞納したり、納付が遅れたりすると、在留資格（ビザ）の更新に影響する可能性があります。

保険料は前年の所得に応じて決まりますが、多くの外国人留学生は保険料の軽減制度の対象となります。

国民健康保険に加入していると、市・区役所から保険料額の通知や支払いの案内などが郵便で届きます。

また、本学では、国民健康保険への継続加入を、留学生向け奨学金および授業料減免の推薦・受給要件としています。入学後に加入状況を確認し、未加入であることが判明した場合は、学内の規程に基づき、留学生向け奨学金や授業料減免の資格を取り消すなどの措置を行うことがありますので、ご注意ください。

皆さんが安心して学生生活を送るためにも、国民健康保険へ継続して加入し、保険料を期限までに納付してください。

※詳細については、入学後にあらためてご案内します。

以上